

第1回光市コミュニティ推進基本方針策定懇話会

- 日 時：平成25年3月14日（木）
19時00分～20時00分
○ 場 所：市役所3F大会議室1・2号

次 第

開 会

- 1 委嘱状の交付
- 2 市長あいさつ
- 3 委員自己紹介
- 4 会長・副会長選出
- 5 議事
 - (1) 懇話会について
 - (2) コミュニティ推進基本方針の策定方針について
 - (3) 光市における地域コミュニティの現状等について
- 6 今後のスケジュール

閉 会

【配布資料】

- ・コミュニティ推進基本方針策定懇話会について 資料1
- ・コミュニティ推進基本方針の策定方針について 資料2
- ・光市における地域コミュニティの現状等について 資料3

コミュニティ推進基本方針策定懇話会について

1 趣旨・目的

本市では、市内各地域において、地域選出主事による全公民館の自主運営が進み、コミュニティ協議会（4 地区）や連合自治会、自主防災組織が立ち上がるなど、独自の組織づくりや地域活動が展開されています。

自主運営を起爆剤とした地域づくり推進の想いがある一方で、以前から課題となっている役員の担い手不足や全体的な地域活動の衰退傾向は依然として続いており、こうした状況を背景に、地域選出主事の負担増や地域と行政との関わりなど新たな課題等も生じています。

こうしたことから、将来の本市の地域コミュニティが目指すべき姿を皆で共有するため、地域の現状や課題を踏まえながら、今後の地域での取り組みや仕組みづくり、さらには、地域と行政との関わりなどを定めた「**コミュニティ推進基本方針**」を策定し、地域コミュニティ活動を推進します。

本懇話会では、基本方針策定にあたり、地域コミュニティの現状や課題、今後の地域のあり方について地域で活動している方など市民の皆さんの幅広いご意見やご提言をいただくため設置するものです。

2 会議の進め方

- (1) ワークショップ（全4回）を中心に、地域コミュニティの課題や将来見通しを共有し、課題等に対する解決策（仕組み・方法等）を協議していきます。
- (2) 懇話会委員は、市が示す基本方針案に対しご意見やご提言をいただきます。
- (3) 市は、委員からの意見を受け、基本方針の取りまとめを行います。

3 今後のスケジュール

平成25年	3月	第1回会議 (3月14日)
		<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員自己紹介 ・懇話会について ・基本方針の策定方針について ・地域コミュニティの現状等について
	4月下旬	第2回会議 (4時間程度)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ (総論) ※地域の将来見通し等を共有 (理解度を合わせる) ※地域の課題等の抽出 ⇒今後のワークショップのテーマを決める
	5月下旬	第3回会議 (3時間程度)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ①
	7月上旬	第4回会議 (3時間程度)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ②
	8月上旬	第5回会議 (3時間程度)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ③
	9月上旬	第6回会議 (2時間程度)
		<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 (素案)
	10月上旬	第7回会議 (2時間程度)
		<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 (案)
	11月	政策調整会議
	12月	12月議会中間報告、パブリックコメント(広報12/25)
12月	第8回会議	
	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 (最終案) 	
2月	政策調整会議	
3月	3月議会成案報告予定	
3月下旬	第9回会議	
	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 (報告) 	
平成26年	4月	基本方針説明会 (公民館長・主事等対象)
	4月～	基本方針出前講座 (各公民館等)

4 ワークショップの進め方・班分け

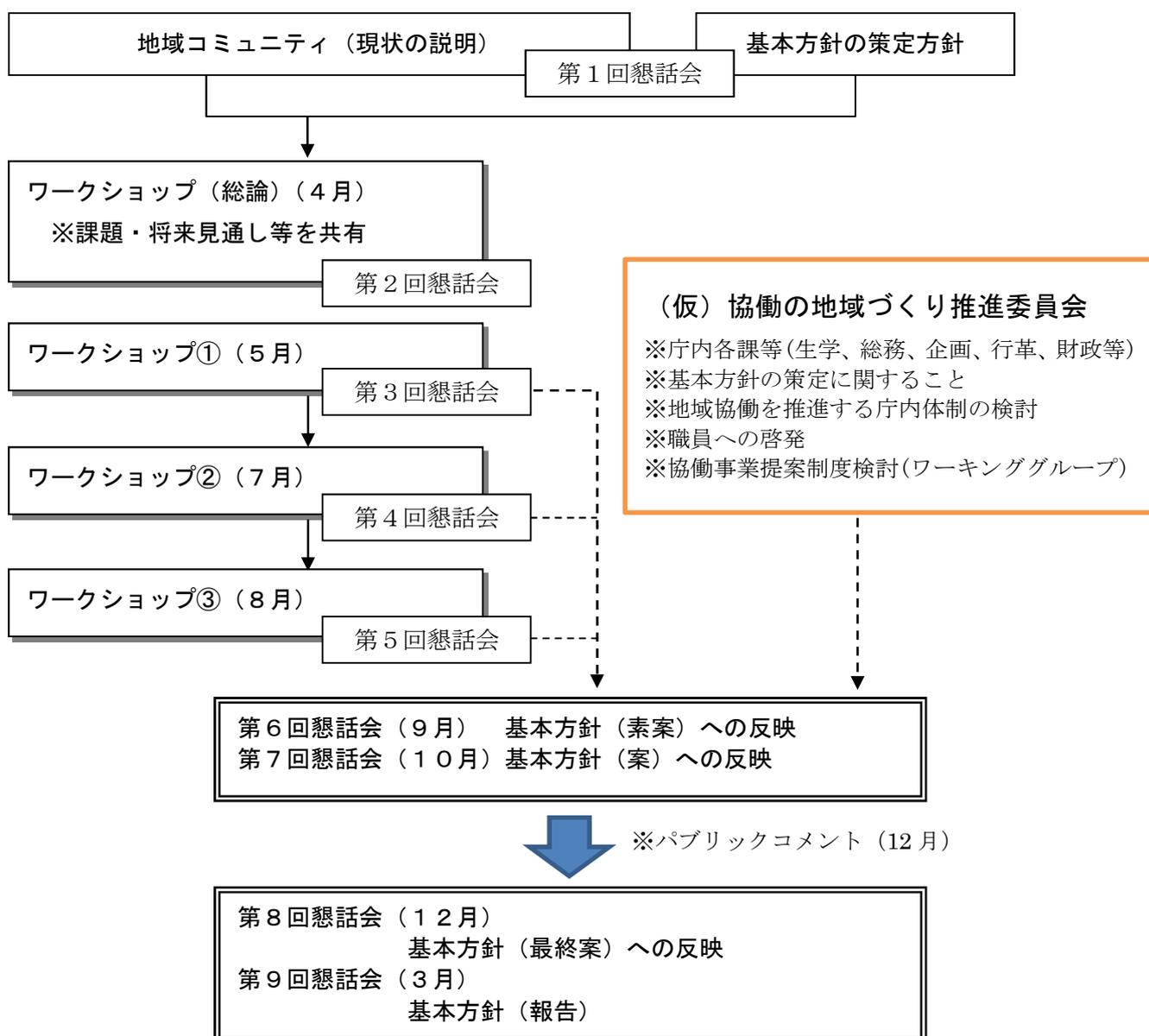
(1) 目的 (ねらい)

地域コミュニティの課題等を抽出し、その解決に向けた仕組み等を検討する

(2) 目標

地域コミュニティの仕組み・行政との関わり

(3) 進め方



光市コミュニティ推進基本方針策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市の地域コミュニティの現状を踏まえ、今後の地域コミュニティのあり方や方向性等を定めた光市コミュニティ推進基本方針（以下「基本方針」という。）の策定にあたり、地域コミュニティの関係者等から意見を聴取するため、光市コミュニティ推進基本方針策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 懇話会の任務は、基本方針の策定に関し、提言及び提案を行うこととする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域活動を推進する団体に属する者
- (2) 市民からの公募による者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本方針の策定が完了するまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、懇話会の運営を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、市長の求めに応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務める。

3 会議には、必要があると認めるときには、会議に関する者を招き、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民部地域づくり推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年3月6日から施行し、第4条に規定する日をもってその効力を失う。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後、最初の懇話会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

光市コミュニティ推進基本方針策定懇話会委員等名簿

1. 委員名簿

区分	氏名	所属	備考
地域 コミュニティ	福原 宣道	三島公民館	
	小西 義人	室積公民館	
	棟近 俊彦	浅江公民館	
	見村 興哉	島田連合自治会	
	深來 登	周防連合自治会	
	林 徳人	塩田地区連合自治会	
	梅本 貞則	光井地区社会福祉協議会	
	山本 俊男	島田小学校区社会福祉協議会	
	中川 敬造	光井地区老人クラブ連合会	
	田中 道治	大和地区子ども会育成会	
NPO 等	福森 宏昌	NPO法人シニアネット光	
	岩佐 光恵	NPO法人虹のかけ橋	
	福原 宏子	NPO法人光まちづくりNPO	
CS	木本 育夫	浅江中学校	
	岡崎 英子	塩田小学校	
	木下 孝彦	光市小中学校PTA連合会	
公募	小林 久美		
	田村 文代		
	田沼 一彦		

19名

2. 事務局名簿

所属	役職	氏名	備考
市民部	部長	岡田 憲二	
市民部	次長	岡崎 誠	
市民部地域づくり推進課	課長	竹本 稔	
地域づくり支援係	係長	高橋 義明	
地域づくり支援係	主査	中田 由紀	
地域づくり支援係	主査	吉永 晋太郎	

6名

コミュニティ推進基本方針の策定方針について

1 基本方針策定の趣旨

(1) 策定の背景 ※別紙 1

◇地域社会を取り巻く環境の変化

少子高齢化や核家族化、さらには、地域における人間関係の希薄化など急激な社会情勢の変化の中で、地域の抱える課題やニーズは多様化・複雑化しており、子どもからお年寄りまで、すべての市民が健康で安心して暮らし、心から幸せや満足を実感できる地域社会について、行政を中心に実現していくことは難しくなっています。

◇地域での取組み

一方で、市内各地域において、全公民館の自主運営や公民館を中心とした地域づくりが進められ、地区運営組織（コミュニティ協議会等）や連合自治会、自主防災組織が立ち上がるなど、独自の組織作りや地域活動が展開される地域もできました。こうした自主運営を起点として期待された地域づくりの推進があるのに対し、以前から課題となっている役員の担い手不足や全体的な地域活動の衰退傾向は依然として続いていることから、「新しい公共」の視点を取り入れた、公共サービスの抜本的な見直しとともに、**地域住民が主体となった地域自治の推進**が求められています。

(2) 策定の目的

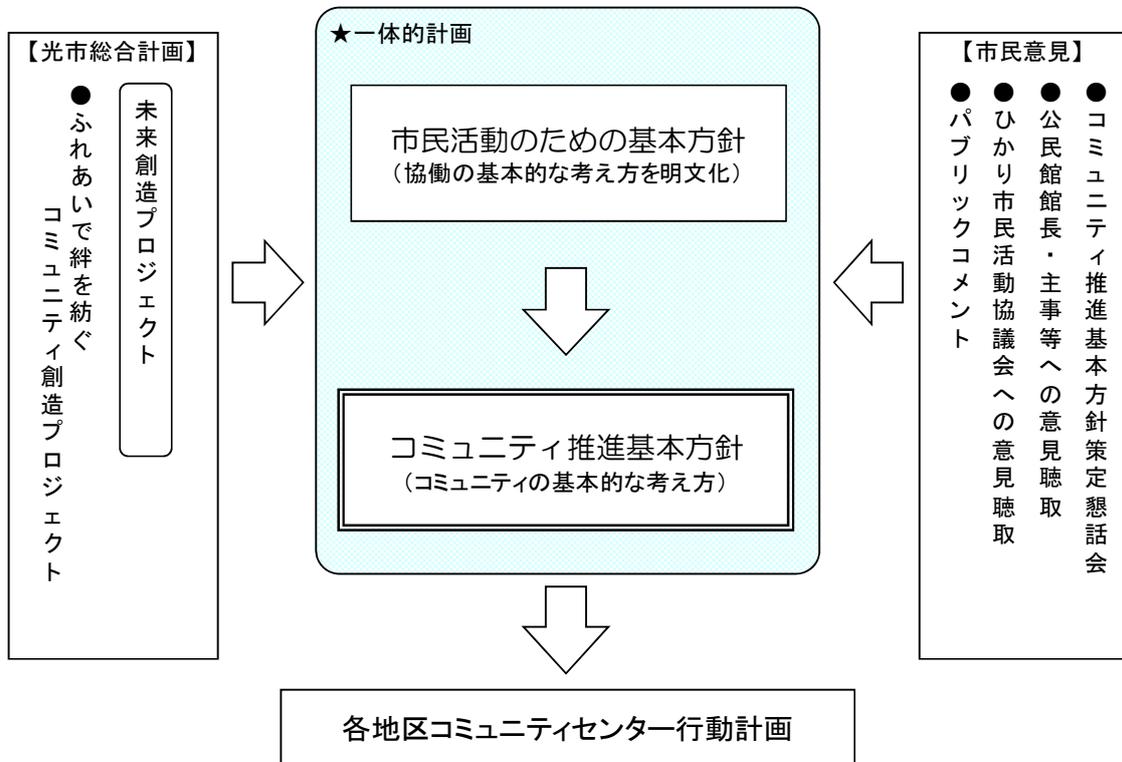
本市では、平成 17 年 12 月、市民活動の推進によるまちづくりについて、理念の共有化を図ることを目的とした「市民活動推進のための基本方針」を策定し、市民と行政との協働によるまちづくりを進めています。

市民と行政との協働を進めていく上で、これまでの「行政＝公共」の視点から、「新しい公共」をつくっていくことが大切であり、市民が主体となって、最も身近な地域社会の現状や課題を共有し、地域の特性や課題に応じた地域コミュニティを推進することが求められています。

こうしたことから、本市における地域コミュニティの基本的な考え方や目指すべき姿、さらには、取組みの方向性を明らかにした「コミュニティ推進基本方針」を策定し、市民・地域・行政等が一体となった地域活性化に向けた取組み等を進めていきます。

2 基本方針の位置付け

「光市総合計画」を上位計画とし、「市民活動推進のための基本方針」における協働の考え方を踏まえながら、地域コミュニティの組織や拠点作りを推進するための基本的方向や目標を総合的かつ体系的に示すものです。



3 基本方針策定の視点

総合計画に基づく「まちづくりの視点」による地域コミュニティの推進

(1) 新たな価値、新たな満足を生み出す

地域特有の課題・ニーズの発見や自分たちの地域がどうあってほしいかといった将来像を一番わかっているのは地域住民であることから、市内において画一的な施策を進めるのではなく、地域の特色ある計画の中で、新たな価値や満足を生み出し、地域を活性化していく体制づくりを進めます。

(2) 自助・互助・共助・公助の調和を図る

社会経済情勢の変化により、防災、環境、教育、福祉など地域を取り巻く環境が複雑・多様化する中、市民一人ひとりが地域コミュニティ活動に主体的かつ実践的に参画し、本来地域が担っていた「互助」「共助」の意識の再生を図りながら、市民と行政との適切な協働関係の構築を進めます。

(3) 3つの「わ」(対話・調和・人の輪)から、まちにやさしさを導く

地域で安心・安全に生活していくためには、人と人のつながりが大切であることから、地域・NPO・行政等が「対話」を大切にしながらともに主体となり、すべての市民が参加できる「調和」のとれた地域コミュニティの環境整備を整え、地域全体に「人の輪」を広げます。

4 地域コミュニティの目指す姿 ※別紙2 懇話会・庁内委員会で整理

- (1) 地域コミュニティとは
- (2) 地域コミュニティの範囲
- (3) 地域コミュニティの目指す姿

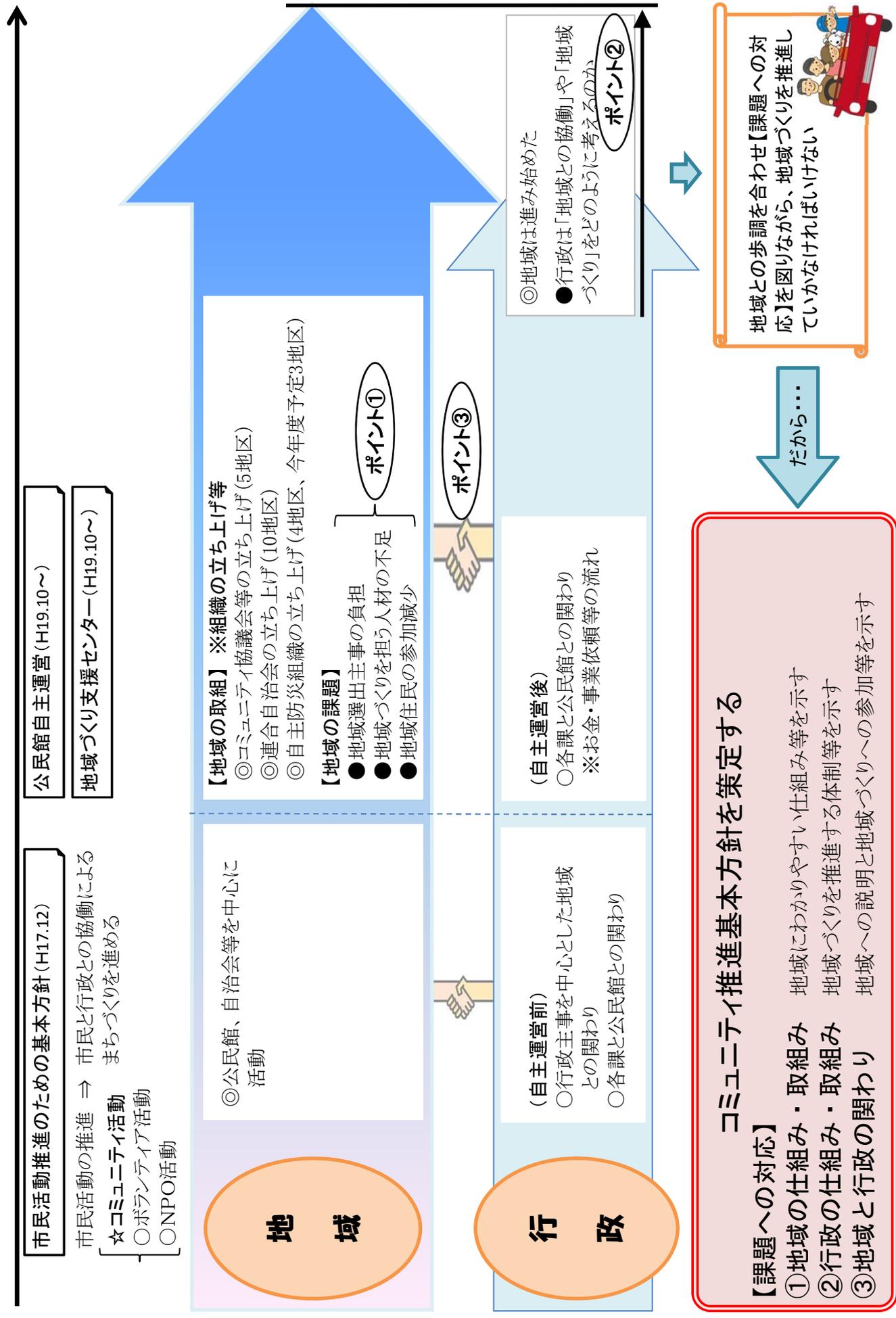
5 地域コミュニティ推進に向けて具体的に進めていくこと

- (1) 地域と行政が一緒になって地域づくりを考えます
- (2) 住民一人ひとりが参加・活動しやすい環境づくりを進めます
- (3) 地域との協働を推進するための職員の意識改革を進めます

6 市民参画手法

- (1) 光市コミュニティ推進基本方針策定懇話会による検討
 - ・委員 19名（うち公募委員3名）
- (2) 市民からの意見・要望等の収集
 - ア 関係団体等（公民館・NPO等市民活動団体）への意見聴取
 - イ パブリックコメント（H25.12月頃実施）

コミュニティ推進基本方針が必要な背景等



庁内委員会・懇話会で整理していく

行政・地域(自治会)の現状・課題と目指す姿・関係性

区分	現 状	将来的な不安
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○行政・公共サービスの多様化 ○各分野における地域とのつながり(縦割りの関係) 	<ul style="list-style-type: none"> ○財政力の減 ○行政組織のスリム化 ○セーフティネットへの対応
公民館	<ul style="list-style-type: none"> ○地域選出主事の負担 ○行事等を中心にした人のつながり ○形だけ・マンネリ化したコミュニティ組織 	<ul style="list-style-type: none"> ○役員・担い手の不足・高齢化 ○地域住民の参加減少 ○共通する課題等解決の場の減少 ⇒共助の衰退化
自治会(個人)	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会加入率の低下 ○地域の間関係の希薄化 ○子どもの減少 ○地域の高齢化 ⇒組織の弱体化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり暮らしの高齢者への見守りや介護、生活支援 ○子育て世帯の孤立 ○防犯・交通などの安全対策 ○災害時の安全確保・支援 ○買物・医療等の交通弱者 ○耕作放棄地 等

目指す姿

それぞれの役割

行政は・・・

公民館は・・・

自治会は・・・



コミュニティ推進基本方針の策定

※10年・20年後の地域の姿を見据えて、今何をすべきか共有する

※役割の明確化

光市における地域コミュニティの現状等について

1 コミュニティ推進基本方針が必要な背景

資料 1-別紙 1

2 現状・課題と目指す姿

資料 1-別紙 2

3 参考

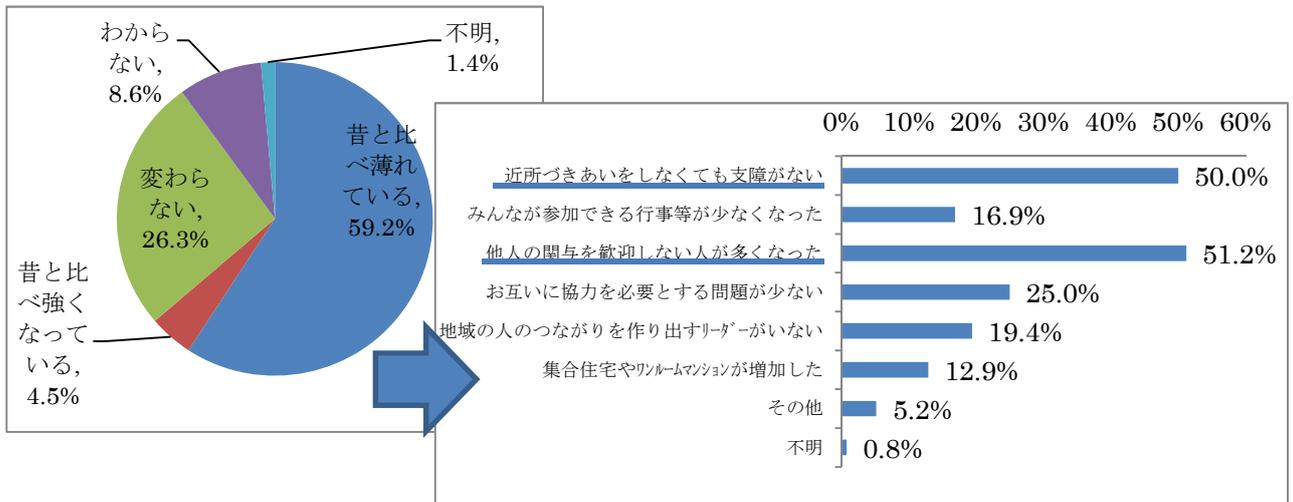
平成 19 年度からの公民館の自主運営における課題等について、

- ① (仮称) 室積コミュニティセンター需要調査の「コミュニティ活動に関する調査」(H22.9)
- ② 公民館関係者等からの意見聴取 (H24.8~9)

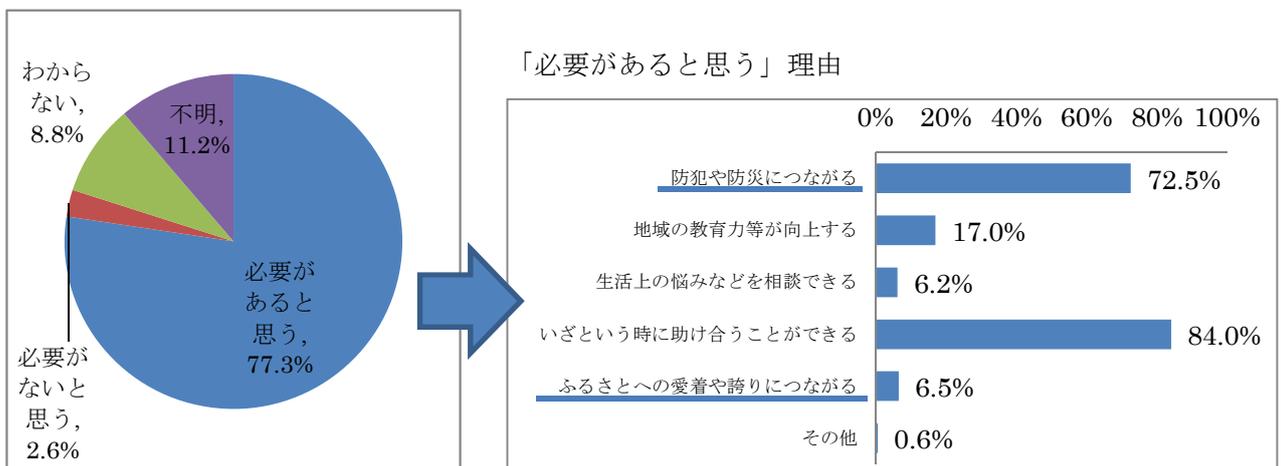
を踏まえ、以下のとおり取りまとめを行った。

(1) コミュニティ活動に関する調査

ア 近所づきあいや地域の人たちのつながり

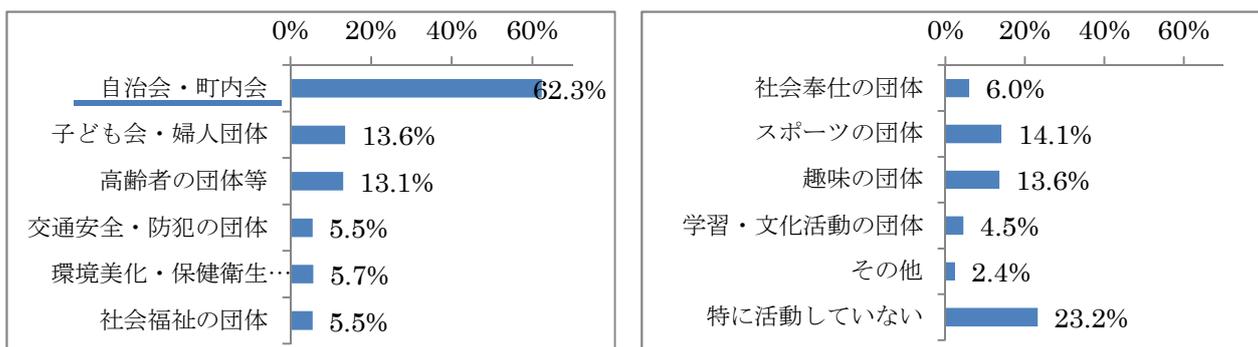


イ 近所づきあいや地域の連帯の必要性



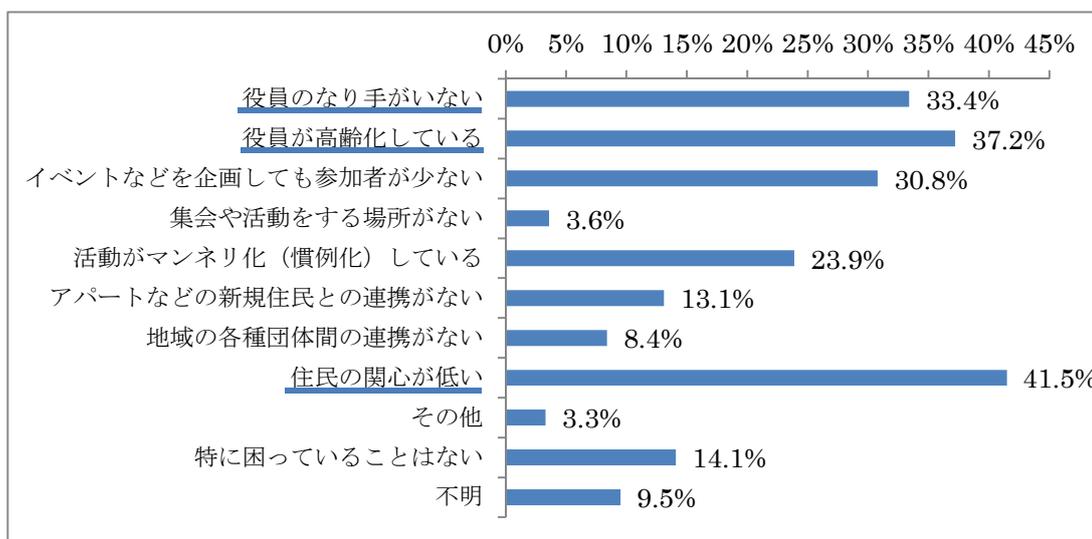
「ア近所づきあいや地域の人たちのつながり」について、昔と比べ薄れているが 59.2%と約 6 割を占めており、その理由として「他人の関与を歓迎しない人が多い (51.2%)」「近所づきあいをしなくても支障がない (50.0%)」となっている。一方、「イ近所づきあいや地域の連帯の必要性」については、必要があると思うが 77.3%を占めており、「いざという時に助け合うことができる (84.0%)」「防犯や防災につながる (72.5%)」などいわゆる非常時に備えた近所づきあいや地域の連帯の必要性を感じている人が多い。

ウ お住まいの地区で活動している団体・組織について



「お住まいの地区で活動している団体・組織について」は、自治会・町内会が 62.3%で、自治会・町内会が地域の基本的な活動団体となっている。

エ コミュニティ活動を行う上での問題



「コミュニティ活動を行う上での問題」については、「役員の高齢化 (37.2%)」「役員のなり手がいない (33.4%)」など地域活動を支援する人材に関する問題とともに、「住民の関心が低い (41.5%)」「イベントなど企画しても参加者が少ない (30.8%)」など地域活動に参加する人のつながり等が多くを占めており、人材育成や人材不足への対応、さらには、地域の連帯感の醸成等が求められている。

(2) 公民館関係者等からの意見聴取

ア 自主運営について

- 実施時に明確な目的が示されなかった。
- 行財政改革の一環として、行政職員を引き上げたのではないのか。
- 公民館の管理運営をどのように進めていくのか（生涯学習施設として教育委員会からの辞令だが、窓口は地域づくり推進課になっていて、市の方針が見えない。）。
- 自主運営を地域がわかっていない。
- 行政・議会も本当にわかっているのか。
- もともと自主運営がされていた（公民館運営協議会による行事審議等）が、地域コミュニティ推進の意識はさほどなかった。
- 自主運営の目的が地域に理解されていないため、公民館（主事）にすべて任せておけば良いと考える住民・団体が多い。

イ 行政との関わり

- 公民館の範疇以外での依頼（子ども教室等）があるが、担当課からしたら 1 つの依頼⇒縦割行政の弊害（調整してほしい）。
- 出張所との関わりが余りないが、もう少し地域を意識してほしい。
- 地域における生涯学習の拠点施設であるが、文化・生涯学習課との連携は全くない。市として、地域における生涯学習をどのように考えているのか理解に苦しむ。
- 地域の人材等を活用しながら工夫はするが、資金的な支援は必要。
- 前例踏襲で運営することは可能だが、これから地域を活性化していくための運営方法については、公民館だけで考えるには難しい。

ウ 地域選出主事等について

- 地域の人々の顔を知っているのだから、話ができやすく協力体制が整いやすい。
- 地域活動の推進に館長や主事が積極的に関わり、他組織との連携を進めることができる。
- 主事の業務内容がはっきりしていない。⇒団体の事務局をもつことがどうなのか。これがあるから生涯学習ができない。
- マニュアルが示されていない以上、主事のスキルによって内容が変わる。行政職員とは差がある（政策立案能力、相談先）。
- 文書管理等事務のアドバイスが必要。
- 現状で、主事に様々な能力を求めるのは無理（あまり無理を言うと成り手がなくなる）。
- あて職が増えて、現職員体制で地域コミュニティ等付加価値を付けるのは難しい。
- 主事の資質が問題（ノウハウがない人に全てを任せても対応できない）。
- 従来の業務で手一杯なのに、地域コミュニティの推進は難しい。
- 前例踏襲しかできない（従前の公民館業務）。
- 二人主事体制になって業務分担等で問題が生じた。

- 各部長はよく動くが、主事との関わりは難しい（給料制とボランティア）。
- 行事が多いので主事が大変。

エ 地域づくり

- 地域コミュニティの先進事例等を取り入れながら、活動内容に工夫を持たせた。
- 市の出前講座等を活用して、地域づくりに関する意識改革を図っている。
- それぞれの団体の長が集うことで地域の想いを統一・共有できる。
- 地域住民が主体となり連合自治会を立ち上げた結果、行政に頼らない方法で自主防災組織を作ることができた。
- 地域住民の活躍の場である「地域の達人」を始め、地域の活性化を図っている。
- 「地域づくりとは何なのか」「地域コミュニティ推進」とは何か、何をすればいいのかわからない、意思統一ができていない。
- 生涯学習を進める中で、付随して地域づくりあると思う（例：地域の達人に学ぶ）。
- それぞれの地域の歴史・特色等違い（格差）がある中で、公民館をどのようにしたいのか。
- 生涯学習と地域づくりの兼ね合いがわからない。
- 生涯学習を推進しながら地域づくりを進めていく視点がなければ、単なる行政の下請けをする拠点でしかない。
- 協議会は作ったが、下はバラバラ（意義がはっきりしていない、浸透していない）なのが現実。
- 自分の地域は自分たちで考える必要がある、行政が「こうしなさい」と示してどうかなるものではない。行政の関わり方を十分検討してほしい。
- 行政の管理下にあるため、部屋の使用料を徴収するなど工夫を凝らした運営が検討できない。
- 公民館や団体に関わる予算が複雑かつ内部での流動があるため、事務が煩雑・無意味な作業がある。

オ 人材育成

- 若い人を役員に入れるなどの工夫をして、人材育成を図っている。
- これまではボランティアで動いていたが、その精神だけでは動いていけない。財政的な支援も必要。
- 地域をまとめるリーダー的な人が必要だが難しい。
- リタイアした人が地域を担うのではもたない
- 役員等が定期的に交代する状況で、人材育成を地域のみ任せるとは無理がある。
- 主事に対する継続した研修を行い、主事のコーディネート能力等を高めてほしい。